

仕 様 書

1 件 名

港区いちよう学級事業運営業務委託

2 目 的

港区いちよう学級事業を効果的に、かつ、安定した運営を行うため、運営業務を委託する。

3 実施場所

港区役所、みなとパーク芝浦ほか

(港区芝公園一丁目5番25号、港区芝浦一丁目16番1号ほか)

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 実施形態

第1グループを15歳以上34歳以下、第2グループを35歳以上の2グループ制とする。年齢は令和5年4月1日を基準日として、グループ分けを行うこと。なお、当該グループ分けにより、各グループに人数の差が大きく生じたり、また、受講者に特段の事情等がある場合は、発注者と協議の上、グループ分けを調整すること。

6 実施回数、曜日及び時間

第1・第2グループともに次の項目を実施すること。なお、1日外出や宿泊事業等プログラムに応じて、2グループ合同で活動を実施することも可とする。

日時については、別途発注者と協議の上、決定すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、実施回数・実施内容を変更する場合あり。

通常活動については、原則第1・第2グループともに同様のプログラムを実施することとするが、受講者の状況等により、発注者と協議の上、各グループで異なるプログラムを実施することも可とする（開級式及び閉級式は除く。）。

(1) 通常活動<スポーツ、工作等>（年7回 開級式及び閉級式各1回を含む。）

土曜日又は日曜日の午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時までの間で1グループにつき活動時間は原則1時間30分程度とする。

(2) 調理実習（年2回）

土曜日又は日曜日の午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時までの間で1グループにつき活動時間は原則2時間程度とする。

(3) 1日外出（年3回 年1回のバスハイクを含む。）

土曜日又は日曜日の原則午前9時から午後4時までとする。

(4) 宿泊事業（年1回）

土曜日午前9時から翌日曜日の午後5時までとする。

7 業務内容

- (1) 年間のプログラムを企画・立案の上、発注者の確認を受けること。プログラムの変更がある場合は、事前に発注者と協議すること。
- (2) 登録事務
 - ア 新規受講者参加登録申込書・参加予定表等の作成・印刷・送付・回収
受講者の参加資格については、別途協議する。なお、令和4年度の受講者は自動的に更新することとする。
 - イ 名簿・受付簿の作成等
- (3) いちよう学級の運営
 - ア 受講者受け入れ前準備
 - (ア) 利用施設等の鍵の借用、開錠及び管理
 - (イ) 利用施設等の点検・整理
 - (ウ) 当日の行程・役割分担の調整、事務連絡等の確認
 - (エ) 当日の必要備品の準備等

※ 港区が管理する施設等（港区役所、みなとパーク芝浦など）を利用する場合は、発注者が手配、確保することとする。この場合において、施設利用料等が発生する場合は、受注者が負担すること。
 - イ 受講者受け入れ
 - (ア) 参加受講者の確認
 - (イ) 受講者の支援
 - (ウ) 受講者の安全管理等
 - ウ 受講者解散
 - (ア) 帰宅受講者の確認
 - (イ) 家族が迎えに来る受講者は、従事者が付き添い、引渡しまで安全確保に留意すること。
 - エ 受講者解散後
 - (ア) 利用施設等の使用箇所の片付け・清掃
 - (イ) 打合せ・反省会（本日の出来事、受講者の様子等）
 - (ウ) 業務日誌の作成
 - (エ) 利用施設等の施錠、鍵の返却及び管理
- (4) 関係機関との連絡・連携
 - ア 保健福祉支援部障害者福祉課との連絡・連携
 - イ 受講者及び当該保護者との連絡・連携
 - ウ 講師関係先との連絡・連携
 - エ 利用施設との連絡・連携
- (5) 安全管理・危機管理業務
 - ア 帰宅時の安全対策に関すること。
 - イ 受講者の体調不良時や負傷時における緊急対応及び保護者への連絡
- (6) その他

- ア 意見・要望への対応
- イ 受講者及び保護者へのアンケートに関すること。
- ウ いちよう学級だよりの発行に関すること。
- エ バスハイク事業費の支払い及び管理に関すること。
- オ 事業実施時における携帯電話の準備

8 活動時の人員の配置

- (1) 1回当たり1グループ30名程度の受講者の参加を想定し、安全には十分留意して必要な人員を配置すること。また、バスハイク及び宿泊事業においては、1回当たり60名程度（第1・2グループ合同実施を想定）の受講者の参加を想定するため、特に安全には十分留意すること。

おおよその目安として、通常活動時において、受講者の援助に従事する者（以下「従事者」という。）を受講者2名に対して1名以上配置すること。調理実習、1日外出及び宿泊事業時においては、受講者3名に対して2名以上配置すること。

なお、この従事者には、18歳以上のボランティアも含まれることとする。

- (2) 上記(1)には、必ず看護師を含めること。通常活動時には1名以上、調理実習及び1日外出時には2名以上、宿泊事業時には3名以上配置すること。

9 責任者の配置

- (1) 受注者は、いちよう学級事業を総括する責任者として、以下のすべての条件に該当する者を配置すること。

- ア 知的障害者の支援に従事した経験を有する者
- イ 知的障害者の支援に熱意を有する者
- ウ 常に連絡が可能な者

- (2) 責任者は、以下の職務を行うこととする。

- ア いちよう学級の年間プログラムの企画、立案に関すること。
- イ 受講者の理解、把握に努める安全な業務実施に関すること。
- ウ 事業当日の進行に関すること。
- エ 保護者との連絡、相談等に関すること。
- オ 発注者との連絡及び調整に関すること。
- カ 協力関係機関との連絡及び調整に関すること。

10 従事者の選任

- (1) 受注者は、知的障害者の特性を理解し、丁寧な対応ができる従事者を選任すること。
- (2) 受注者は、業務を十分理解し、迅速かつ的確に履行するものであり、業務規律を乱さない者に従事者として選任すること。
- (3) 受注者は、業務履行に当たる従事者について、年間を通じておおむね固定化し、配置するよう、努めること。
- (4) 従事者となるボランティア及び看護師は、受注者が主となって広報活動を行い、

必要な人数を集めること。

11 業務要領

- (1) 従事者は、業務の目的、任務を認識して従事すること。
- (2) 受注者は、受講者及び従事者の名札を用意し、活動中は着用させること（運動プログラム等で危険な場合は除く。）。
- (3) 従事者は、服装、態度に気を配り、受講者・保護者等に対しては、親切・丁寧に接すること。
- (4) 受注者は、業務を履行するに当たり、十分な注意と誠意をもって発注者と連絡調整を行い、能力を十分発揮するように努めること。
- (5) 受注者は、運営マニュアル及び危機管理マニュアル等を作成し、従事者の共通理解のもと業務を履行すること。

12 研修

- (1) 受注者は、業務を適正かつ能率的に行うために、従事者（平成 24 年度以前からのいちよう学級の従事者を除く。）に対して必要な研修（いちよう学級の事業理解、安全管理、危機管理、救急対応、知的障害者支援、保護者対応等）を受注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、発注者に研修の計画内容を事前に提示し、事後に報告書を作成し、提出すること。
- (3) 研修に要する費用の一切は、受注者の負担とする。

13 業務の執行

- (1) 受注者は、本業務に必要な運営方針を定め、発注者に提出し、協議に基づき誠実に業務を行うこと。
- (2) 受注者は、従事者の配置を含めて、効率よく業務を行うことができるよう、発注者と連携を図り、柔軟かつ弾力的に対応すること。
- (3) 天候、行事等で事業が履行できないことが予測される場合は、あらかじめ発注者と協議すること。
- (4) 受注者は、受講者に通知文を送付するときは、発送日の 1 週間前までに発注者に提出し、内容の確認を行うこと。
- (5) 各活動日におけるスケジュール案や班編成については、活動日の 1 週間前までに発注者に提出すること。

14 報告

- (1) 受注者は、受講者及びあらかじめ業務に当たる従事者について、所定の様式に基づき、名簿を発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、業務日誌を作成し、事業計画、案内の作成、発送、ミーティングなど事業の事前準備、活動当日の人員の配置状況、受講者の様子、活動状況等を記録し、発注者に提出すること。

- (3) 受注者は、所定の様式に基づき、月ごとの実施報告等を作成し、原則として翌月10日までに発注者に提出すること。
- (4) 事故があった場合は、速やかに所定の様式に基づき、事故報告書を作成し、発注者に提出すること。

15 宿泊施設選定要件

- (1) 宿泊事業の実施に当たっては、次のアもしくはイのいずれかの要件を満たす施設（建築物）を宿泊施設とすること。

ア 耐震改修促進法に定める耐震診断の実施及び結果報告が義務付け対象となる建築物のうち、次のいずれかの方法によって、発注者が客観的に建築物の安全性を確認できること。

(ア) 所管行政庁の広報及びホームページなどで耐震診断結果が公表されており、建築物の安全性が確認できること。

(イ) 診断書等において、地震に対する安全性が明確であり、建築物の安全性が確認できること。

イ 耐震改修促進法に定める耐震診断の実施及び結果報告が義務付けられていない建築物のうち、次のいずれかの方法によって、発注者が客観的に建築物の安全性を確認できること。

(ア) 昭和57年以降に新耐震基準に基づき、建築された建築物であること。

(イ) 昭和57年以前の旧耐震基準に基づき、建築された建築物であり、建物所有者等が独自に、耐震基準診断を実施し、診断書等において地震に対する安全性が明確であり、区が客観的に建築物の安全性が確認できること。

※ 耐震改修促進法に定める耐震診断の実施及び結果報告が義務付けられていない施設（【ホテル・旅館：階数3以上かつ床面積5,000㎡以上】に該当しない施設）については、耐震診断の実施及び結果報告義務がないものの、安全性が客観的に確認できない建築物については、宿泊不可として判断すること。

16 保険加入

受注者は、受講者及び従事者の保険の加入手続・払込みを行うこと。なお、別表の条件を全て満たす保険に加入すること。

17 費用負担

- (1) 業務履行に必要な費用は、受注者の負担とする。

- (2) 下記費用については、受講者の負担とする。

ア 1日外出時の交通費、食費

イ 宿泊事業及びバスハイクの交通費・食費・宿泊費の1/4の額

ウ 宿泊事業及びバスハイクの教材費・入館料等参加者個人に係る実費

※ 受講者の負担である宿泊事業及びバスハイクの経費については、発注者が徴収することとする。

- (3) 発注者の施設を使用した場合の光熱水費は、発注者の負担とする。また、物品の貸与も発注者の負担とする。

18 支払方法

業務に要する費用は、履行確認後に受注者の請求に基づき、四半期ごとに支払うものとする。

19 業務の引継ぎ

契約期間満了時には、次期受注者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。この場合の費用については、受注者の負担とする。

20 個人情報保護及び情報セキュリティの確保

- (1) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受注者は、港区情報安全対策指針を理解し、安全対策を講ずること。
- (3) 受注者は、発注者の職場研修マニュアル等を用いて、個人情報保護に関する研修を行い、発注者に報告すること。
- (4) 受注者は、個人情報が記載された文書等についてインターネットを介して発注者に送付しないこと。
- (5) 発注者は、受注者又は従事者の責任による個人情報の漏洩が生じた場合、受注者に対して適切な処置を取るよう求める。

21 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意を持って業務を履行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

22 環境により良い自動車の利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。

- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

23 損害賠償

受注者は、上記事項に違反し、発注者若しくは第三者に損害を与えたとき又は従事者の故意若しくは過失により、受講者及び発注者に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償すること。なお、上記以外で委託業務履行に当たっての損害の責については、受注者の責任において処理すること。

24 その他

- (1) 従事者は、事故、災害等緊急事態が発生した場合は、受講者の安全を図るよう適切な行動をとること。

- (2) 次年度、本業務が別の事業者へ委託された場合には、速やかな業務執行のため、確実に引継ぎを行うこと。

- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義ある事項については、発注者と受注者との協議の上、両者誠意を持って対応し、決定するものとする。なお、決定した事項については、書面に残すこととする。

25 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 受講者及び従事者のマスクの着用、併せて調理実習では手袋を着用すること。

- (2) マスクを着用できない方に対して配慮すること。

- (3) 活動当日、受講者は健康調査票を記入して、提出させること。

- (4) 活動当日、受講者及び従事者の健康状態の確認と検温を行い、次の状態である場合は、欠席をお願いすること。
 - ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - イ 重症化しやすい方（基礎疾患等のある方）で、発熱（目安 37.5 度以上）や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
 - ウ 発熱（目安 37.5 度以上）や咳等の比較的軽い風邪の症状が続く場合
- (5) 手指消毒液を会場の出入り口に設置すること。
- (6) テーブル、備品、ドアノブ等複数人が触れるところは消毒等を行うこと。
- (7) 席の間隔を 1m 設けること。
- (8) 扉や窓を開けて換気を徹底すること。
- (9) 調理実習については、可能な限り、包丁を使わず短時間で調理可能なものとし、対面しないよう横並びで調理すること。また、調理したものはその場で食べずに持ち帰ること。

26 連絡先

港区保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係 担当：藤沢

電話：03（3578）2386 FAX：03（3578）2678

港区いちよう学級事業 受講者及び従事者への保険保証金額

区分		金額
傷害保険金額	死亡	2,000 万円以上
	後期障害	3,000 万円以上
	入院月額	4,000 円以上
	通院日額	1,500 円以上
損害責任保険支払限度額		1 億円以上

- ※ 上記補償額を最低基準とすること。
- ※ 補償の範囲としては、活動中及び活動へ参加するために自宅から集合解散場所に向かい、活動終了後自宅に直接帰宅した場合に限る。

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置か

なければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。